務 連 絡 平成27年10月13日

学 各 玉 公 私 <u>\frac{1}{1}</u> 大 長 各 公 私 <u>\frac{1}{1}</u> 短 期 大 長 各国公私立高等専門学校長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 大学を設置する各地方公共団体の長 各公立大学法人の理事 大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

殿

文部科学省高等教育局専門教育課

専門実践教育訓練の指定基準見直しについて(職業実践力育成プログラム(BP)関係)

このたび、厚生労働省より別添のとおり、周知依頼がありました。

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支 援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより 雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付金を支給しています。

今般、平成27年7月31日に「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関 する規程」(平成27年文部科学省告示第124号)が公布・施行され、「職業実践力育 成プログラム」 (BP: Brush up Program for professional) 認定制度が創設されたと ころであり、職業実践力育成プログラムのうち一定の基準を満たす教育訓練についても, 教育訓練給付金(専門実践教育訓練給付金)の支給対象となる教育訓練に追加されました。 本件に関して不明な点等がありましたら、職業実践力育成プログラムについては下記担

当まで、また教育訓練給付金については別添の厚生労働省担当にお問い合わせください。

参考:厚生労働省ホームページ

教育訓練給付制度 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugy ounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html

> 【本件担当(職業実践力育成プログラムに関する問い合わせ先)】 文部科学省高等教育局専門教育課企画係 電話:03-5253-4111(内線2501)

文部科学省高等教育局専門教育課長 殿

厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援課長

専門実践教育訓練の指定基準見直しについて(職業実践力育成プログラム関係)

厚生労働省では、働く方等の主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するなどの支援を行うことにより雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として、教育訓練給付金を支給しているところです。

教育訓練給付金のうち専門実践教育訓練給付金の対象として、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程(専攻科及び別科を含む。)又は特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成 27 年文部科学省告示第 124 号)に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって一定の基準を満たす教育訓練を追加することを内容とする雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件(平成 27 年厚生労働省告示第 423 号)が本日公布されました。

ついては、貴職におかれては、教育訓練給付金制度の趣旨を勘案の上、所管する教育訓練施設に対し、本制度に係る積極的な周知をよろしくお願いいたします。また、当省における今後の専門実践教育訓練給付金対象講座の指定に当たり、職業実践力育成プログラム認定状況に係る情報提供等について貴職からの協力を頂きますようお願いいたします。

記

第1 専門実践教育訓練給付金の概要

通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間(2回目以降に受給する場合は通算して10年以上の被保険者期間)を有する者が、専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練(原則2年以内。資格につながる場合は3年以内)を受講する場合には受講費用の4割、資格取得等し就職に結びついた場合には受講費用の2割が追加支給(合計6割。年間上限額48万円)されるものであること。

- 第2 専門実践教育訓練に係る指定基準の主な内容
 - 1 教育訓練の内容等
 - (1) 当該教育訓練の内容等が、次のいずれかに該当するものであり、かつ、趣味的・教養的な教育訓練又は入門的・基礎的な水準の教育訓練に該当しないこと。
 - ①~③ 略
 - ④職業実践力育成プログラム
 - a 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程(同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。)又は特別の課程(同法第105条(同法第123条において準用する場合を含む。)に規定する特別の課程をいう。以下同じ。)のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程(平成27年文部科学省告示第124号)に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること。(公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程に該当するもの(当該教育訓練の期間が1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であるものに限る。)を除く。)
 - b 中長期的なキャリア形成に資するものとして
 - (a) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること 又は
 - (b) キャリア形成上の課題を有する労働者層の課題に即した就職促進・キャリア形成に資するものであること。
 - c 正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が1年以上2年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が120時間以上かつ期間が2年以内のものであること。
 - (2) 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

①~③ 略

④ 職業実践力育成プログラム

(略)

教育課程の就職・在職率が80%以上であること(大学院における正規の課程については、就職・在職率が80%以上であること及び前年度の入学定員に占める入学者の割合(定員充足率)が60%以上であること)。

- 2 教育訓練実施者が実施することとなる専門実践教育訓練の指定に伴う事務 専門実践教育訓練の指定に伴い、教育訓練施設は、次に掲げる専門実践教育訓 練に係る給付制度の事務等を適正に実施するものであること。
- (1) 専門実践教育訓練給付の受給を希望する受講者に対し、受講前に、教育訓練 給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証が公共職業安定所から交付され ているか確認すること。

- (2) 専門実践教育訓練給付の受給者に対し、支給単位期間(原則6カ月)毎又は修了時に、あらかじめ定めた受講認定基準又は修了認定基準に基づき、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を適正に発行すること。また、受講者が教育訓練支援給付金(※)の受給者である場合には、支給単位期間(原則2カ月)毎に教育訓練支援給付金受講証明書を発行すること。
 - ※ 専門実践教育訓練給付金の支給対象者のうち45歳未満の離職者であって初めて 同給付金を受給する者に対し、同教育訓練中に、失業の認定を受けた日について、離 職前賃金に基づき算出した額(基本手当の半額)を2カ月毎に給付する制度
- (3) 受講費用に係る領収書を適正に発行すること。
- (4) その他専門実践教育訓練に係る給付制度の適正な運営に必要な事務を実施すること。
- 3 適用日等
- (1) 適用日

指定基準は、平成28年4月1日から適用すること。

(2) 経過措置

平成28年4月1日前に厚生労働大臣に一般教育訓練給付金の支給の対象として指定されていた教育訓練であって、専門実践教育訓練に該当することとなった教育訓練について、同日以降に、第2の1(1)④bに規定する教育訓練期間を超えるもの又は専門実践教育訓練に係る実績等の指定基準を満たさないものの、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定を受けることができること。ただし、この場合の指定有効期間は平成30年3月31日までであること。

第3 指定手続

1 指定日等

専門実践教育訓練の指定は、4月1日及び10月1日の年2回行われ、指定の有効期間は3年間であること。

- 2 指定の申請
- (1) 申請に必要な書類等

「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパンフレット)」及び申請書類の様式等を厚生労働省ホームページからダウンロードし、専門実践教育訓練実施状況調査票等の申請書類を作成の上、提出すること。

(2) 申請書類の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部キャリアアップ支援課 〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル (電話03-6758-2828・2824)

- (3) 申請受付期間
 - ① 平成28年4月1日指定分 平成27年10月13日~平成27年11月20日(消印有効)

- ② 平成28年10月1日指定分 平成28年4月上旬~平成28年5月上旬(予定)
- (4) 指定可否結果の通知
 - ① 平成28年4月1日指定分 平成28年1月末発送予定
 - ② 平成28年10月1日指定分 平成28年7月末発送予定

【指定基準に係る問い合わせ先】 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援課

電話03-5253-1111(内線5390.5398)

中長期的キャリア形成支援係

専門実践教育訓練の対象とする教育訓練の指定基準概要

(雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付(平成26年10月施行)の対象教育訓練の指定基準)

1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 教育訓練等の基準

- 1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。
 - (1)業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程(※1)(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間) (講座レベル)受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
 - (2) 専門学校の職業実践専門課程(※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

- (3) 専門職大学院 (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間)) (講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (4)職業実践力育成プログラム (※3)(期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)

(講座レベル) 就職・在職率、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

- 2. 教育訓練機関の基準
 - 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。☆現行の教育訓練期間の基準も適用
- 3. その他の基準
 - 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到 達状況を確認し証明。

※1 養成施設の課程とは

国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了で①公的資格取得、②公的 資格試験の受験資格を取得③公的資格試験の一部免除が可能となる課程

※2 職業実践専門課程とは

専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成したものとして文部科学大臣が認定(平成26年度~)。

※3 職業実践力育成プログラムとは

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や 企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(平成28年度~)

3 経過措置

○ 適用日前に指定した教育訓練について、専門実践教育訓練の①資格等レベルに該当し、かつ、②講座レベルに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たすときは、平成30年3月31日までの間、一般教育訓練として指定することができる。なお、当該指定は同日にその効力を失うものとする。



雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準 (平成26年厚生労働省告示第237号)

- 1 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
- 二 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。特に、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練(以下「専門実践教育訓練」という。)については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合わせ等に常時対応する担当者が置かれていること。
- 三 厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うものであること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定(雇用保険法第60条の2第1項の 規定による指定をいう。以下同じ。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者 (当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これ と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)であった者で、その取消しの日から5年を経過しないものを含む。)であること。
 - ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員 のうちに、イに該当する者があること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。
- 五 教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施するものであること。
- 2 雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、 次のいずれにも該当するものであることとする。
- 一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、当該教育訓練の内容及び期間等が、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 雇用保険法施行規則第 101 条の2の7第1号に規定する一般教育訓練(以下「一般教育訓練」という。)については、次のいずれにも該当するものであること(ロに該当するものを除く。)。
 - (1) 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (i) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練
 - (iii) 職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育 訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されて

いないもの

- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
- (i) 公的職業資格(資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。以下同じ。)又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。
- (ii)(i)に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。
- (3) 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。 ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学院の修士課程若しくは博士 課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了によ り公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる 課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程(以下「養成課程」という。) については、3年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものである こと。
 - (i) 通学制 訓練期間が1ヶ月以上1年以内であり、かつ、受講時間が50時間以上であること。
 - (ii) 通信制 訓練期間が3ヶ月以上1年以内であること。
- ロ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) イ(1)(i)及び(ii)に該当するものでないこと。
 - (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 公的職業資格のうち業務独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。)又は名称独占資格(法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。)の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、1年以上3年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること(中長期的なキャリア形成に資するものとして、職業能力開発局長の定める訓練期間が1年未満の養成課程を含む。)。
 - (ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成25年文部科学省告示第133号)に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したものであって、当該教育訓練の期間が2年であること。
 - (iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が 2年以内(資格の取得につながるものにあっては、3年以内でその取得に必要な最短の 期間)であること。
 - (iv) 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程(同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。)又は特別の課程(同法第105条(同法第123条において準用する場合を含む。)に規定する特別の課程をいう。以下同じ。)のうち、大学等における職業実践力育成プログラム

の認定に関する規程(平成 27 年文部科学省告示第 124 号)に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当するものであり、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が 1 年以上 2 年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が 120 時間以上かつ期間が 2 年以内のものであること。

- 二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
- ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。
- ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修 了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の 期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。
- 二 当該教育訓練を修了した者における目標資格等(当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。)に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。
- 三 当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。
- 四 当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。
- 五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことが あるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指 定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。
 - ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 第1号口(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (2) 第1号ロ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (3) 第1号ロ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第109条第2項及び第3項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
 - (4) 第1号ロ(2)(iv)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績 (大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績) からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。
- 六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別 等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそ れ以外の者を区別するものでないこと。

- 七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料(雇用保険法第60条の2第4項に規定する費用をい う。以下「教育訓練経費」という。)の合計額が20,005円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用(以下「受講費用」という。) が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他 の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるもので あること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者との 間で、異なる取扱いをするものではないこと。
- 八 教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。
 - (1) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項
 - (i) 当該教育訓練の内容及び目標
 - (ii) 当該教育訓練の受講者となるための要件
 - (iii) 当該教育訓練の受講の実績
 - (iv) 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法
 - (v) 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法
 - (vi) 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の 方法
 - (vii) 当該教育訓練の目標の達成の状況
 - (viii) その他必要な事項
 - (2) 当該教育訓練の目標に関する情報
 - (3) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項
 - (4) 当該教育訓練に係る販売代理店等(契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、 販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。 以下同じ。)の氏名及び所属(法人又は団体にあっては、名称及び所在地)
 - (5) その他必要な事項
 - ロ イ(1)及び(3)に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されるもの であること。
- 九 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等(以下「販売活動等」という。)に関し、次のいず れにも該当するものであること。
 - イ 次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。
 - (1) 当該教育訓練に係る販売活動等(販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。) の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。
 - (2) 口に規定する窓口の業務を監督すること。
 - (3) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。
 - (4) その他適正な販売活動等の実施を確保すること。
 - ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるた

めの窓口が設けられていること。

- ハ 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。
 - (1) 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査
 - (2) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備
 - (3) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知
 - (4) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類 の入手
 - (5) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導
 - (6) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置
- ニ 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (1) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。
 - (2) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

附 則(平成26年厚生労働省告示第237号)

- 1 この告示は、平成26年10月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に雇用保険法の一部を改正する法律(平成26年法律第13号)による改正前の雇用保険法第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第2項第1号ロ(2)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第5号ロに該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成30年3月31日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- 附 則 (平成27年厚生労働省告示第423号)
- 1 この告示は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この告示の適用の日(以下「適用日」という。)前に雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項の規定により厚生労働大臣が指定した教育訓練であって、適用日以降に、第2項第1号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の内容に該当し、かつ、同号ロ(2)(iv)に規定する教育訓練の期間を超えるもの又は同項第5号ロ(4)に該当しないものが、一般教育訓練に係る指定基準を満たす場合は、厚生労働大臣は、適用日から平成30年3月31日までの間、当該教育訓練を一般教育訓練として指定することができる。ただし、当該指定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。